平成２４年（フ）第３５０号
愛知県清須市春日宮重５番地５　コーポ宮重102
債務者　柏木美豆代
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３５１号
名古屋市守山区喜多山２丁目29番１号　ベストハピネス202号
債務者　西屋あゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６３号
名古屋市北区楠２丁目119番地　中あじま荘５棟506号
債務者　渡邉　美子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６２号
神戸市東灘区魚崎中町３丁目１番８号　フェニーチェ魚崎４Ｂ号吹田孝生方
債務者　田中キミ子
1　決定年月日時　平成24年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４号
兵庫県丹波市山南町大谷71番地１
債務者　岸本由起子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
熊本市山室５丁目１番11―７号
債務者　井芹　治美
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５３号
青森市大字筒井字八ツ橋241番地１　コーポササキ
債務者　成田かおる
1　決定年月日時　平成24年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
福島県伊達郡桑折町大字万正寺字飯米場１番地の30
債務者　渡邉　千秋
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１７１号
名古屋市中区栄３丁目21番22号　パルナス本町通Ｂ１号
債務者　國近　健二
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目30番地
債務者　伊藤　武寿
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３４号
神奈川県横須賀市池上５丁目14番13号
債務者　嘉藤　保広
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４２号
神奈川県横須賀市東逸見町４丁目16番地　ハイツ沢山201
債務者　槇田　　潤
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５８号
青森市柳川１丁目３番27―305号
債務者　小笠原春光
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
青森地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１５２２号
千葉市若葉区小倉台６丁目25番１号
破産者　山本　和生
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１１１６号
千葉県市川市若宮１丁目14番10号　利興ハイツＢ
破産者　大久保幸夫
1　決定年月日　平成24年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４７号
青森県八戸市大字長横町９番地
破産者　有限会社おおさと
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第６１号
青森県八戸市大字白銀町字三島下79番地88
破産者　株式会社うちくぼ製麺
1　決定年月日　平成24年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１４７５号
千葉県習志野市津田沼３丁目20番23号
破産者　有限会社トリムジャパン
1　決定年月日　平成24年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係